

公益社団法人日本語教育学会  
支部活動委員会設置運営規程

制 定	2015年5月17日 2015年度第1回理事会
一部改定	2015年12月13日 2015年度第4回理事会
一部改定	2016年12月11日 2016年度第2回理事会
一部改定	2017年3月19日 2016年度第3回理事会
一部改定	2019年3月17日 2018年度第3回理事会
一部改定	2020年10月23日 2020年度第4回書面決議

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）の定款第42条に基づき、支部活動委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学会は、委員会設置運営規程に基づき、常置委員会として支部活動委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第3条 委員会は、各支部の日本語教育の推進及び活性化に係る業務全般を所掌する。

(構成)

第4条 委員会は、30名以内の委員をもって構成する。

2 委員は理事会が学会の会員から選出し、会長が委嘱する。

- 3 委員の改選に際し、理事会に推薦する委員候補者名簿は、委員会において作成する。ただし、委員会設置時においては、常任理事会がこれを行う。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は1期2年、原則として連続して2期までとする。
- 2 委員の任期は、6月1日から翌々年の5月31日までとする。
  - 3 補欠又は補充の委員の任期は、前任者又は同期の委員の残任期間とする。

(委員長等)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により、選出する。
  - 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
  - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

- 第7条 委員会の招集は、委員長が行う。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(部会の設置等)

- 第8条 委員会における部会設置、所掌業務の分担、その他委員会の運営に関することは、委員会において決める。

(協議及び報告)

- 第9条 委員長は、所掌業務において常任理事会又は理事会に関わる事項が生じたときは、議案を速やかに提出して協議し、議決を得なければならない。
- 2 委員長は、委員会の業務の進捗状況を適宜理事会又は常任理事会に報告するものとする。

(費用及び報酬)

- 第10条 委員には、原則として業務に関わる交通費を支払う。なお、必要に応じて、別途旅費規程に定める旅費の一部を支払う場合もある。ただし、学会が主催又は共催する事業の開催時に関わる交通費については、この限りでない。

2 委員には、別段の定めがある場合を除き、会議出席謝金等の報酬を支払わない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学会事務局において行う。

2 部会に関する庶務は、当該部会において行う。部会は、部会の議事等を適宜学会事務局に報告する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、2015年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2015年12月13日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2016年12月11日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2017年3月19日から施行し、2017年7月1日から適用する。

附 則

この規程の改定は、2019年3月17日から施行する。

附 則

この規程の改定は、2020年10月23日から施行する。